

JPNIC 活動報告

Activity Report

活動カレンダー (2010年7月～2010年11月)

■7月

- | | |
|-----|---|
| 16日 | IPアドレス管理指定事業者定例説明会 (東京、JPNIC会議室) |
| 23日 | 仮想化インフラワークショップ [05] [後援] (神奈川、藤原洋記念ホール) |

■8月

- | | |
|----|--------------------------------|
| 5日 | 第28回ICANN報告会 (東京、富士ソフト アキバプラザ) |
|----|--------------------------------|

■9月

- | | |
|-----|----------------------------------|
| 10日 | IPアドレス管理指定事業者定例説明会 (東京、JPNIC会議室) |
|-----|----------------------------------|

■10月

- | | |
|---------|--|
| 8日 | IPv6 Summit 2010 [後援] (神奈川、藤原洋記念ホール) |
| 12日 | 第27回 IPアドレス管理指定事業者連絡会 (東京、日本教育会館) |
| 26日・28日 | 第2回IPアドレス事業料金体系見直しに関する説明会 (東京、スター研修センター神田) |

■11月

- | | |
|--------|--------------------------------------|
| 10日 | IPアドレス管理指定事業者定例説明会 (東京、JPNIC会議室) |
| 24～26日 | Internet Week 2010 (東京、富士ソフト アキバプラザ) |

DNSSECジャパンへの参加とその活動について [関連記事] P.26 「DNSSEC 2010 サマーフォーラムレポート」

DNSSEC(Domain Name System Security Extensions)とは、DNSに対し、データ作成元やデータの完全性を確認できるように仕様を拡張するものです。

2008年、セキュリティ研究者のDan Kaminsky氏によってDNSキャッシュポイズニング^{*1}の効率的な攻撃手法が発表され、DNSの持つ脆弱性への抜本的な対策が必要との認識が広がりました。それをきっかけにして、DNSSECを導入しようとする動きが活発になり、2009年から2010年にかけて、arpaを含むTLDおよび逆引きゾーンへ署名がされるようになりました。ルートゾーンに対しても、2010年7月15日(UTC)に署名が行われています。

しかし、DNSSECを正しく動かすにはさまざまな課題があり、たとえば以下のようにDNSを運用、登録、利用する人、それぞれが対応する必要があります。

- ・ DNSサーバ管理者、運用者: ゾーンの署名、鍵の管理、DNSSEC応答の検証
- ・ レジストラ、ドメイン名登録者: 鍵の登録、更新
- ・ ルータ、ファイアウォールなどのネットワーク機器ベンダー、リゾルバ等: DNSSECやEDNS0などの拡張されたDNSプロトコルへの対応
- ・ ISP: DNSSECの対応とユーザーへの提供

◆DNSSECジャパン

DNSSECは、上記のようにDNSのサービスに関わる複数の人々が対応する必要がありますが、その内容は多岐にわたり複雑なため、有効に動作させるためには関係者が協力しあって連携する必要があります。そうした必要性からDNSSECの導入と普及を目的として「DNSSECジャパン」^{*2}が設立されました。

DNSSECジャパンは、DNSSECの導入・運用に関する課題の整理・共有や技術検証の実施、ノウハウの蓄積などを目的とした団体で、日本DNSオペレーターズグループ代表幹事の石田慶樹氏らが発起人となって設立されました。2010年9月8日現在、31組織が会員として参加しており、JPNICもその一会員となって活動しています。

DNSSECジャパンの組織は、技術検証ワーキンググループ(WG)、広報WG、DNSSEC運用ワークショップで構成されています。このうちDNSSEC運用ワークショップは、運用技術サブワーキンググループ(SWG)とプロトコル理解SWGに分かれて活動しています。以下に、技術検証WG、運用技術SWG、プロトコル理解SWGの活動について、ご紹介します。

◆技術検証WG

「技術検証ワーキンググループ」は、DNSSECがルートゾーンや

TLDに導入されたときに、ネットワークサービスや製品にどのような影響があるかを調査するグループです。

DNSSECが導入されると、ISPのDNSキャッシュサーバやルータなどの機器では、扱うトラフィックが変化すると考えられます。またドメイン名の登録サービスにおいては、登録管理のインターフェースを変更する必要があります。これらの影響を、実際にDNSSECの導入が始まる前に調べておくと、ISP等のネットワーク接続組織で事前の対策が取りやすくなると考えられます。

このWGには、ISP等13社が参加しています。活動は2010年4月に始まり、2010年度末に報告書の形で成果をまとめることになっています。

◆運用技術SWG

「運用技術サブワーキンググループ」では、DNSSEC運用の一連の流れを、ワークショップ形式で体験しています。これまでの活動内容は、以下の通りです。

- 第1回: 題材: BINDを用いたDNSSEC対応DNSの構築(1)
内容: DNSSECの基本(座学)
DNSSEC対応コンテンツDNSサーバの構築(演習1)
DNSSEC対応キャッシュDNSサーバの構築(演習2)

- 第2回: 題材: BINDを用いたDNSSEC対応DNSの構築(2)
内容: 鍵更新/ゾーン再署名

- 第3回: 題材: 運用ツールを用いたDNSSEC運用
内容: OpenDNSSECを用いたDNSSECの運用

◆プロトコル理解SWG

「プロトコル理解サブワーキンググループ」では、DNSSECに関するRFCを輪講することにより、DNSSECへの理解を深めるための活動をしています。

DNSSECでは、不正なデータの混入を防ぐことを目的として電子署名を導入するため、設定項目については正確さを求められます。RFCで定義されている細部を理解するという趣旨のもと、各参加者に割り当てられたRFCについて発表・解説を行いました。

開催された活動内容については、以下の通りです。

- 第1回: RFC4033 DNS Security Introduction and Requirements.
- 第2回: RFC4034 Resource Records for the DNS Security Extensions.
- 第3回: RFC4035 Protocol Modifications for the DNS Security Extensions.

- 第4回: RFC5011 Automated Updates of DNS Security (DNSSEC) Trust Anchors.
- 第5回: RFC5155 DNS Security (DNSSEC) Hashed Authenticated Denial of Existence
- 第6回: RFC4641 DNSSEC Operational Practices I-D DNSSEC Operational Practices, Version 2 draft-ietf-dnsop-rfc4641bis-02
- 第7回: RFC4509 Use of SHA-256 in DNSSEC Delegation Signer (DS) Resource Records (RRs)
- 第8回: RFC5702 Use of SHA-2 Algorithms with RSA in DNSKEY and RRSIG Resource Records for DNSSEC
- 第9回: RFC4431 The DNSSEC Lookaside Validation (DLV) DNS Resource Record
- 第10回: RFC4906 Requirements Related to DNS Security (DNSSEC) Trust Anchor Rollover
- 第11回: RFC5074 DNSSEC Lookaside Validation (DLV)
- 第12回: I-D DNSSEC Key Timing Considerations draft-morris-dnsop-dnssec-key-timing-02

当初の計画通りに進み、第12回をもって終了となりました。発表に使われた資料は、DNSSECジャパンのWebサイトで順次公開される予定になっております。



第18回JPNICオープンポリシーミーティング報告

2010年6月29日(火)に、東京・千代田区のベルサール九段にて、第18回JPNICオープンポリシーミーティング(以下、JPOPOM)を開催いたしました。

今回のミーティングには、オンサイトでは従来に比べてやや少人数の38名だった一方、リモートからは延べ193名(最大接続時44名)の方々にご参加いただきました。映像ストリーミング、Jabberチャットによるリモート参加環境を構築いただきました。NTTスマートコネクスト株式会社様ならびにJPNICのご協力に感謝します。

さて、JPOPOMは、日本におけるインターネット資源(IPアドレスおよ



DNSSECジャパンのWebサイト

今後もJPNICは、DNSSECジャパンの活動等を通じて、DNSSECに関する情報収集を行って参ります。

(JPNIC 技術部 小山祐司/木村泰司/菊池栄次/澁谷見)

^{*1} DNSキャッシュポイズニング
DNSサーバの脆弱性を利用して偽の情報をDNSサーバへ記憶させ、そのDNSサーバを使用するユーザーに対して影響を与える攻撃です。

^{*2} DNSSECジャパン(DNSSEC.jp)
<http://dnssec.jp/>

びAS番号)の管理に関するポリシーを検討・調整し、日本のコミュニティにおけるコンセンサスを形成するための議論の場です。年2回の開催で、JPNICとは独立した組織であるポリシーワーキンググループ(以下、ポリシーWG)が主催しています。ミーティングのプログラムは、ご応募いただいたポリシー提案や情報提供プレゼンテーションから構成します。今回は、提案2件および情報提供プレゼンテーション4件の応募をいただきました。また、国際的な資源管理の状況に関する2件の講演を実施しました。

◆JPOPOM18における提案に関する議論

今回の提案のうち1件は、APNICで決まったポリシーを、国内でも実施

することに対するもので、もう1件はIPv6アドレス割り振りに関する提案でした。以下に提案の概略、およびミーティングでの議論結果について紹介します。

1. Abuse contact information

<http://venus.gr.jp/opf-jp/opm18/p018-01.html>

APNIC29にて、「WHOISデータベースのinetnum、inet6num、aut-numオブジェクト中に、新規に定義するIRT (Incident Response Team) オブジェクトへのポイントとなるabuse-c (abuse contact) フィールドを追加しよう」という提案が合意を得ました。JPNICのWHOISデータベースの割り振り情報では、abuse用メールアドレスの登録は既に施行していますが、これはAPNICでの実装予定内容とは異なるため、日本での施行の是非、また施行する場合の適切な方法について議論しました。

インシデントをハンドリングする部署への連絡ポイントとしてあった方がよい、という意見はありましたが、既存のadmin-c、tech-cにどのような人を登録すべきかという定義が明確ではないため、この点も含めて、既存のadmin-c、tech-cの正確性を上げるべきである、abuse-c自体がspam等の対象になってしまう可能性が高い、といった意見もあり、結論として、JPNICのWHOISデータベースへのabuse-cの導入は、合意を得られませんでした。

2. 6rd用アドレス割り振りポリシーの提案

<http://venus.gr.jp/opf-jp/opm18/p018-02.html>

IPv6への移行期に有用なトンネリングプロトコルの一つである、「6rd」専用のアドレス割り振りポリシーを制定しよう、という提案です。「6rd」は、IPv6導入のための簡素なプロトコルとしてISPで使用され始めていますが、現状のIPv6アドレスポリシーでは「6rd」導入のために十分なアドレス空間を確保しにくいと、6rdを使用する場合に十分なアドレス空間を取得できるようにしようという提案内容です。

中小規模ISPでの当ポリシーは有効、という意見もありましたが、特定のプロトコルに対してアドレスポリシーを制定することの是非や、アドレス空間が無駄になること、「6rd」に限定する方法などの議論があり、これも合意を得られませんでした。

◆その他のアドレスポリシー提案の状況について

前述の2提案に関する議論の他、JPOPM17で合意が得られたポリシー提案「IPv6申請手続き簡素化」「RIRで施行されたポリシーをNIRで実装するための手続き変更」については、JPNICでも2010年7月26日より施行予定であること、同時に合意が得られた「JPNIC管理下にあるIPv4アドレス移転提案」については、

JPNIC内で継続議論中であることの報告がありました。

また、APNIC29では、前記「Abuse contact information」の他、「IPv4プリフィクス交換ポリシーの撤廃」「IPv6初回割り振りにおける経路集約要件の撤廃」が合意を得ています。前者の提案はJPNICでは現在も施行されていないため、撤廃の必要はなく、後者のみを施行することになります。(ただし、ポリシー文書の変更のみで、申請手続きには影響しません)

◆情報提供プレゼンテーション

APNICミーティング状況紹介などの通例の情報提供プレゼンテーションに加え、IPv6アドレス管理へのITUの関与に関する状況紹介、RIPEミーティングの紹介が行われました。また、DNSSECに関するプレゼンテーション、JPNICでの逆引きDNSに関するプレゼンテーションも実施されました。



■ 会場の様子

今回オンサイト、リモートともに議論にご参加いただいた皆様、ご発表者の皆様、ありがとうございました。次回のJPNICオープンポリシーミーティングは、2010年11月下旬に開催予定です。アドレスポリシーに関するご提案の応募もお待ちしております。また、今回ご参加いただけなかった方も、ぜひご参加ください。

なお、アドレスポリシーに関するJPOPMより後のミーティングとして、第30回APNICミーティングが2010年8月24日から27日にかけて、オーストラリアのゴールドコーストで開催されています。

(ポリシーワーキンググループ/
NTT情報流通プラットフォーム研究所 藤崎智宏)

■ 第28回ICANN報告会レポート

2010年6月20日から6月25日まで、ベルギーの首都ブリュッセルで第38回ICANN会議が開催され、本会議の報告会を2010年8月5日(木)に富士ソフトアキバプラザ(東京都千代田区)にて、JPNICと財団法人インターネット協会 (IAJapan) の共催にて開催しました。本稿では、報告会のレポートを中心に、このナイロビ会議の概要をご報告します。

◆欧州統合の中心、ブリュッセルでのICANNミーティング

ブリュッセルはベルギーの首都であるとともに、欧州連合理事会、欧州議会、欧州委員会など欧州連合(EU)の中核機関が置かれる、いわばEUの首都とも言える存在でもあります。実はベルギー自体、北部のオランダ語圏、南部のフランス語圏、少数のドイツ語圏からなっています。ラテン民族圏とゲルマン民族圏の境界線上に位置して、国の成り立ちが複合的であることが、これらEUの中核機関を収容したことに大きく関係しているようです。今回はEUの中心地での会議ということで、開会式では欧州理事会議長(通称: EU大統領)のHerman Van Rompuy (ヘルマン・ファン・ロンパイ)氏をはじめとする、そうそうたるメンバーによる挨拶がありました。これらの方々のスピーチでは、ICANNのガバナンスを欧州統合の文脈になぞらえていたのが印象的でした。

◆新gTLDに関して

申請者ガイドブック案(DAG: Draft Applicant Guidebook)第4版(以下DAGv4)が2010年5月末に公開され、7月21日までの意見募集に掛けられている状況下での会議開催となりました。前回ナイロビ会議で採択された理事会決議では、「New gTLDs Implementation - ...」として、新gTLDの実装に関する以下の決議が数件採択され、DAGv4ではそれらが反映された内容となっています。

前回ナイロビ会議における、新gTLDに関する主な理事会決議

- 1) EoI (関心表明) プロセスの取り下げ
- 2) レジストリ・レジストラ垂直統合 (VI: Vertical Integration between Registries and Registrars)^{*1}の禁止
- 3) Trademark Clearinghouse、URS (Uniform Rapid Suspension) への募集意見反映
- 4) PDDRP (Post Delegation Dispute Resolution Procedure; 商標権に関する委任後紛争解決手続き)、RRDRP (Registry Restriction Dispute Resolution Procedure; コミュニティ要件に関する紛争解決手続き) への募集意見反映
- 5) 国際化ドメイン名 (IDN: Internationalized Domain Name) 3文字制限の緩和 (2文字を条件付き承認)

ナイロビ理事会決議:

<http://www.icann.org/en/minutes/resolutions-12mar10-en.htm>

これと比較すると、今回ブリュッセル会議で採択された、新gTLDに関する理事会決議は少なく、

- 1) 2010年9月に理事会合宿 (retreat) を行うこと
- 2) 新gTLDプログラム予算の承認

の2点だけでした。

ブリュッセル理事会決議:

<http://www.icann.org/en/minutes/resolutions-25jun10-en.htm>

会期中に、新gTLDに関連するセッションは2、3あったものの、それらは現況報告や、新gTLD施行後の対応などを議論するもの、続行中の作業部会 (working group) の経過報告など少数に限られ、既に大枠の議論は済んでしまったという印象を受けました。例えば、事業者の間で大きな議論を呼んだVIに関して、木曜日(6月24日)のパブリックフォーラムで大きな議論を呼びそうでしたが、セッションチェアであった理事会議長のPeter Dengate Thrush氏によって、セッション冒頭に「VIの質問や意見は受け付けません」と明言されていたこともあり、特に大きく取り上げられることはありませんでした。

新gTLDプログラムに関して、まだ作業部会での議論は続いているようですが、ブリュッセル会議においては、理事会でプログラム予算が承認されたことを含め、プログラム実施に向けた準備に焦点が移っていました。

今後の新gTLD関連の動向ですが、理事会で決議された2010年9月に行う予定の理事合宿では、新gTLDの実装に関連する未解決事項の検討を行うとのことです。正式な理事会ではないため決議などはできませんが、責務の確認 (Affirmation of Commitment; AoC)^{*2}の時と同様、大筋についてこの場で話し合われるのではないかと考えています。

◆中国語圏におけるIDN ccTLDの承認

この他に、ブリュッセル会議での大きなニュースとして、中国語圏の三つの国および地域に対して、IDN ccTLDが承認されたことが挙げられます。

ICANNトピックス: ICANNが中国語圏のIDN ccTLDを承認
<http://www.nic.ad.jp/ja/topics/2010/20100628-01.html>

今回承認されたのは、次のIDN ccTLDです。

- ・「中国」「中國」
委任先: CNIC (China Internet Network Information Center)

・「香港」
委任先: HKIRC (Hong Kong Internet Registration Corporation Limited)

・「台湾」「台湾」
委任先: TWNIC (Taiwan Network Information Center)

中国と台湾に関しては、それぞれの正字体だけでなく異字体も同時に承認されました。これはSynchronized(等価) IDN ccTLDと呼ばれる概念によるもので、二つのTLDゾーンは全く同じ名前空間として取り扱われます。



以下、当日のプログラムに沿って、報告会の内容をご紹介します。今回も、新gTLDの最新動向をカバーした上で、幅広い内容をお伝えする機会となったのではないかと思います。

◆開会挨拶

最初に、IAJapanの高橋徹副理事長より開会のご挨拶をいただきました。変化の中で継続的にICANN会議をフォローすることは各組織にとって大変なことであるが、できるだけ多くの方がICANNの活動を理解して、議論への参加を望む旨のお話がありました。

◆ICANNブリュッセル会議概要報告

JPNIC理事の丸山直昌より、ICANNブリュッセル会議の全体概要について報告しました。特に主な理事会決議、および新gTLDの主な課題について詳解しました。



■ JPNIC理事の丸山直昌からはブリュッセル会議の全体概要について報告しました

◆各支持組織(SO)/諮問委員会(AC)からの報告

○ ccNSO関連報告

株式会社日本レジストリサービス(JPRS)の堀田博文氏より、国コード

ドメイン名支持組織(ccNSO)についてご報告いただきました。JPにおけるDNSSEC導入に向けた技術評価の状況、およびIDN ccTLDファストトラックの状況と、それに関連して中国および台湾で導入された等価IDN ccTLDについてもお話しいただきました。また、IDN ccTLDの導入によりccTLDの定義がどうなるかについても、言及いただきました。

○ ICANN政府諮問委員会(GAC)報告

総務省総合通信基盤局電気通信事業部 データ通信課の網野尚子氏に、GAC(Governmental Advisory Committee; 政府諮問委員会)の会合についてご報告いただきました。主に新gTLDに関するGACからのコメント、GACと理事会の合同ワーキンググループ(WG)、GACとAoCレビューのための説明責任・透明性レビューチーム(A&T RT)との合同会議などについての内容となりました。

○ 新gTLDへの障壁の低減

GNSO Councilメンバー/東京大学のRafik Dammak(ラフィク・ダンマク)氏より、「新gTLDへの障壁の低減」と題して、SO/AC 新gTLD申請者サポート作業部会(JAS WG)についてお話しいただきました。JAS WGは、ICANNナイロビ会議の理事会で設立が決議され、新gTLD申請時および運用時に支援が必要となる申請者へのサポートのために設立されました。WGの現状はチャーターが制定された後、基準を満たした申請者に対する正味費用を削減する方法、および誰に何を支援するのかということの明確化について、主に議論されているとのこと。さまざまな企業・団体が申請するであろう新gTLDに対して、申請の敷居を広げることにつながるこのような取り組みは、容易ではありませんが、興味深いところです。

○ ICANN At-Large諮問委員会(ALAC)報告

ALAC諮問委員のJames Seng(ジェームス・セン)氏より、ALACの活動などについてご報告いただきました。セン氏は現在中国在住のため、録画したインタビューをご覧いただきました。ALACが主に関与している方針検討は、A&T RT、ICANNの運営計画と予算計画、IDN ccTLDポリシー策定プロセス(PDP)、DAGとなり、セン氏はこの中で主にDAGについて、IDNの観点から関与しているとのこと。

○ ICANNアドレス支持組織(ASO)報告

日本電信電話株式会社の藤崎智宏氏より、ASOにおける活動についてご報告いただきました。ASOでは、現在AS番号関連で1件(4バイトAS番号の分配に関するIANAからRIRへのAS番号分配ポリシー)、IPv4アドレス配布関連で2件(IANAプール枯渇後の、回収し

たIPv4アドレスブロックのRIRへの分配ポリシー/枯渇後のIANAによるIPv4割り振りポリシー)の、計3件のグローバルポリシーが議論中とのことです。ICANN会議では、ドメイン名関連の話題が中心となつてしまいがちですが、IPv4アドレスの在庫枯渇がよいよ近づいてきたこともあり、ASOへの注目度合いが高まるのではないのでしょうか。

◆新gTLD関連報告

○ 新gTLD登録開始に向けた課題(レジストラの観点から)

GMOドメインレジストリ株式会社の大東洋克氏より、新gTLD登録開始に向けた課題についてお話しいただきました。関連するWG、2010年5月31日に発行されたDAGv4でのアップデート、VIなどについて幅広くご報告いただきました。最後に新gTLD候補の列挙があり、注目を集めていました。

○ 新gTLD時代のブランドマネジメント

株式会社アーバンブレインの才門功作氏より、ICANNブリュッセル会議の1プログラムとして開催された、「新gTLD時代のブランドマネジメント」と題するセッションについてご報告いただきました。同セッションでは、新gTLD登録開始前後でグローバル企業が考慮すべきブランド保護およびマネジメントについて、大手企業のブランド担当および知財関連法律家により議論されたとのこと。同セッションで、2011年と想定されている新gTLDラウンドでの申請総数予想について、会場の参加者に手を挙げてもらったところ、200から300が最も多かったという箇所が個人的には興味深かったところです。

○ 新gTLD登録開始に向けた課題(知財権の観点から)

株式会社ブライツコンサルティングのDomingo De la Cruz(ドミンゴ・デ・ラ・クルズ)氏より、新gTLD申請期間中および新gTLD運用開始後のそれぞれにおける、知的財産権保護手段についてお話しいただきました。ブリュッセル会議では、新gTLD運用開始後のレジストリに対する異議申し立て手段のうち、PDDRPが話題になったとのこと。登録者に対する異議申し立て手段では、URS(Uniform Rapid Suspension)について重点的にお話しいただきました。他に、商標データベースであるTrademark Clearinghouseおよびそれを活用した警告通知サービスであるTrademark Claimsについてもお話しいただきました。個人的には、かなり準備が整ってきたという印象を持ちました。

◆その他

○ .xxxの復活?アップデート

JPNICの前村昌紀より、前回の(第27回)ICANN報告会で

お伝えした、.xxx TLDのその後の状況について報告いたしました。.xxxとはどのようなTLDなのかや、.xxxの申請を巡るこれまでの経緯については次ページの囲み記事「.xxxの復活? ~ICANNのガバナンスメカニズムの実例~」をご覧ください。



■ 会場の様子

なお、本報告会の発表資料と動画は、JPNIC Webサイトで公開しております。ぜひそちらもご覧ください。

<http://www.nic.ad.jp/ja/materials/icann-report/20100805-ICANN/>

次回第39回ICANN会議は、2010年12月5日から10日にかけてコロンビアのカルタヘナにて開催される予定です。

(JPNIC インターネット推進部 前村昌紀/山崎信)

※1 レジストリ/レジストラ垂直統合(VI; Vertical Integration between Registries and Registrars) 登録ドメイン名のデータベースを一元的に管理する「レジストリ」と、エンドユーザーからドメイン名の登録や変更など各種申請の受け付けを行いレジストリデータベースへの登録を行う「レジストラ」両者の、兼業等を認めるかどうかという問題です。両者の兼業に対する立場の違いなどから、「レジストリ/レジストラ(垂直)分離問題」などとも呼ばれます。

※2 責務の確認(Affirmation of Commitment; AoC) インターネットの資源管理に関して米国商務省とICANN、それぞれが果たすべき責務について記載されている文書です。

■ .xxxの復活? ~ICANNのガバナンスメカニズムの実例~

2003年に申請がなされたgTLDである、.xxx(ドットトリプルエックス)の話題を本稿で取り上げる理由は、ICANNによる.xxxの申請却下決定に対して申請者から異議が申し立てられ、独立審査プロセスに付された結果、2010年2月にICANNの決定を覆す裁定が下されたためです。これはICANNのガバナンスを考える上で、非常に大きな意味があります。本稿は第27回・28回ICANN報告会でのJPNICの前村昌紀による報告^{*1}をベースとしています。

◆.xxxとは何か?

.xxxとは、2003年の新gTLD追加第2ラウンドで応募されたgTLDで、オンラインアダルトエンターテインメント業界向けとして申請された、スポンサ付きgTLD(sTLD)^{*2}です。応募した事業者は、ICM Registry, LLC(以下ICM)という、.xxxのレジストリを目指して設立された組織です。アダルトと明示するTLDということから、物議を醸しました。

◆申請から申請却下までの経緯

ICANN理事会は、2005年6月1日に一旦、.xxxの応募事業者であるICMと契約交渉開始を決議したものの、紆余曲折の後、2007年3月に申請を却下しました。この過程で、却下理由として挙げられたものは下記の通りです。

- 提案要請書(Request for Proposal RFP)に記載されたスポンサコミュニティ要件を満たさない
- 募集した意見およびGACコミュニケにて挙げた公共政策上の問題は、修正契約書案をもってしても解決せず、ICMによるコメントはコンテンツに関するGACの懸念を払拭しない
- 国ごとにコンテンツに対する法制度や慣習が異なるため違法性の問題が顕著であり、ICANNがコンテンツに関する責任も果たさざるを得なくなる
- 修正契約書案では、インターネット上のコンテンツの監視をICANNが担わざるを得なくなる可能性が高く、そのような役割はICANNの技術的任務と整合しない

◆独立審査パネルの判断

ICANNでは、理事会ガバナンス委員会、第三者による独立審査、オンブズマンの三つが、決定に対する異議申し立て機関として用意されています。今回ICMは、応募却下を不服とし、第三者による独立審査を用いた異議申し立てを、2008年6月に行いました。これを受けて3名のパネリストによる独立審査パネルの審査プロセスが始まり、2010年2月19日に応募却下は不当であるとした審査結果の告知書^{*3}が発行されました。

◆独立審査報告に至る背景

ICANN理事会がICMとの契約交渉開始を決議した後、GAC、米国政府、(パブリックコメントを通じて)一般市民などから、アダルトコンテンツ用TLDの是非という観点から、懸念が相次いで出されました。ICANN理事会は、これらの懸念を大きくとらえる立場と、技術的任務とプロセスを重んじる立場に分かれる中、決議で常に票が割れる状況でした。

独立審査結果の告知書中には、.xxxに関するICANN理事会決議およびその背景となる事実が、新たに判明したものを含め詳細に列挙されています。その中には、情報公開法により入手した情報を元に、有力者による圧力や米国商務省の案件に関する立場の変節があったことが示されています。

本件の審査においては、2005年6月1日のICANN理事会による契約交渉開始の決議が、募集要項記載の要件を満たしているか否かが、争点の一つでしたが、「契約技術的交渉は、sTLD選定過程の完了を持って着手する」という、2003年10月31日カルタゴ会議における理事会決議^{*4}を引用して、「募集要項記載の要件を満たした決議である」と独立審査パネルは判断しました。

◆独立審査プロセス後の動き

ICMによる申請取り扱いの進め方に関して、ICANNが取り得る選択肢を示した文書への意見募集^{*5}が、2010年3月26日から5月10日まで行われました。この意見募集には約1万3千もの意見が寄せられましたが、大半は.xxxの運用開始に反対を表明するものでした。

その後、ICANN理事会は、ICANNプリユッセル会議会期中の2010年6月25日に、独立審査パネルの事実認定を受け入れるとともに、その時点までのGAC勧告: ICMが約束した公益への配慮は、現契約書案では盛り込まれていない ウェリントンコミュニケの確認および、スポンサー要件充足に関して未回答ということと、提案されている契約案では、ICANNの技術的任務を超えてコンテンツ監視を担う方向に向かう恐れがあり好ましくない を考慮しつつ、定款を遵守して契約承認に向けたプロセスを進める旨の決議を行いました。^{*6}

そして、8月24日には、.xxx契約書案がICANNより公開^{*7}され、9月23日まで意見募集がなされました。

◆今後の動向

ICANNは、理事会決議時点までのGAC勧告を勘案するとして、新たな勧告を受け入れないことを明言し、なおかつ意見募集も終了していることから、今後の承認プロセスには、コミュニティの意見が入る余地がありません。

しかし、.xxxが実際に承認されるとなると、2005~2007年と同じく反対意見の大合唱となることは確実で、各国の公共政策担当官にとっては頭の痛い問題となるであろうことは容易に想像できます。

今後の理事会と事務局による検討で、.xxxの承認が不適切であるという材料が出てくるのか、あるいは、それが見つからず承認をもってプロセスを終了するのか、また、承認された場合に、各国の公共政策とのギャップがどのように埋められるのかと、本件はまだ目を離せません。

(JPNIC インターネット推進部 山崎信)

※1 JPNIC News & Views vol.745, vol.771

<http://www.nic.ad.jp/ja/mailmagazine/backnumber/2010/vol745.html>
<http://www.nic.ad.jp/ja/mailmagazine/backnumber/2010/vol771.html>

※2 スポンサー付きgTLD

通常のgTLDとは違い、特定の業界・分野を代表する「スポンサ組織」がポリシーを定め、そのポリシーに従って、スポンサ組織とは別組織のレジストリが登録管理業務を行い、そのコミュニティにドメイン名を提供することを目的としたgTLDです。

※3 ICDR Case No. 50 117 T00224 08

<http://www.icann.org/en/irp/icm-v-icann/irp-panel-declaration-19feb10-en.pdf>

※4 ICANN Board Resolutions in Carthage, Tunisia 31 October 2003

<http://www.icann.org/en/announcements/advisory-31oct03.htm>

※5 Public Comment: Report of Possible Process Options for Further Consideration of the ICM Application for the .XXX sTLD 26 March 2010

<http://www.icann.org/en/announcements/announcement-2-26mar10-en.htm>

※6 Board Meeting - Agenda 25 June 2010

<http://www.icann.org/en/minutes/resolutions-25jun10-en.htm#5>

※7 .xxxレジストリ契約書案公開についてのアナウンス

<http://www.icann.org/en/announcements/announcement-24aug10-en.htm>